内閣府、総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省、令第七号

産業競争力強化法（平成二十五年法律第九十八号）第六十八条第二項（同法第六十九条第二項において準用する場合及び同法第七十一条第二項において読み替えて準用する場合を含む。）、第七十条第二項及び第七十四条第一項の規定に基づき、並びに同法を実施するため、産業競争力強化法に基づく認定技術等情報漏えい防止措置認証機関に関する命令の一部を改正する命令を次のように定める。

令和二年十二月二十八日

内閣総理大臣　菅　義偉
総務大臣　武田　良太
財務大臣　麻生　太郎
文部科学大臣　萩生田光一
厚生労働大臣　田村　憲久
農林水産大臣　野上浩太郎
経済産業大臣　梶山　弘志
国土交通大臣　赤羽　一嘉
環境大臣　小泉進次郎

産業競争力強化法に基づく認定技術等情報漏えい防止措置認証機関に関する命令の一部を改正する命令

産業競争力強化法に基づく認定技術等情報漏えい防止措置認証機関に関する命令（平成三十年内閣府、総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省令第三号）の一部を次のように改正する。

様式第一中「氏名又は名称及び法人にあっては印」を「氏名又は名称及び法人にあってはその代表者の氏名」に改め、備考を次のように改める。

（備考）

1．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とする。

2．法第68条第１項の認定に係る登録免許税領収証書とともに提出すること。

3．「3．技術等情報漏えい防止措置認証業務の範囲及びその実施の方法」については、申請者が技術等情報漏えい防止措置認証業務の対象とする事業者を中小企業者に限定して認定を受けようとする場合にはその旨、事業者の事業の種類を限定して認定を受けようとする場合には対象とする事業者の事業の種類その他業務の範囲を明確に記載すること。

様式第三中「氏名又は名称及び法人にあっては印」を「氏名又は名称及び法人にあってはその代表者の氏名」に改め、備考を次のように改める。

（備考）

用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とする。

様式第四及び様式第五中「氏名又は名称及び法人にあっては印」を「氏名又は名称及び法人にあってはその代表者の氏名」に改め、備考を次のように改める。

（備考）

用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とする。

様式第六中「氏名　　印」を「氏名」に改め、備考を次のように改める。

（備考）

1．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とする。

2．認定技術等情報漏えい防止措置認証機関の地位を承継した相続人以外の相続人全員が記名すること。

様式第七中「氏名又は名称及び法人にあっては印」を「氏名又は名称及び法人にあってはその代表者の氏名」に改め、備考を次のように改める。

（備考）

1．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とする。

2．証明者は２人以上とすること。

様式第八中「名称及び代表者の氏名　　印」を「名称及び代表者の氏名」に改め、備考を次のように改める。

（備考）

用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とする。

様式第九から様式第十二までの様式中「氏名又は名称及び法人にあっては印」を「氏名又は名称及び法人にあってはその代表者の氏名」に改め、備考を次のように改める。

（備考）

用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とする。

附　則

（施行期日）

第一条　この命令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

第二条　この命令の施行の際現にあるこの命令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この命令による改正後の様式によるものとみなす。

2　この命令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

内閣府、総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省、令第八号

産業競争力強化法（平成二十五年法律第九十八号）第三十九条第二項及び第四十五条第一項の規定に基づき、並びに同法を実施するため、産業競争力強化法施行規則の一部を改正する命令を次のように定める。

令和二年十二月二十八日

内閣総理大臣　菅　義偉
総務大臣　武田　良太
財務大臣　麻生　太郎
文部科学大臣　萩生田光一
厚生労働大臣　田村　憲久
農林水産大臣　野上浩太郎
経済産業大臣　梶山　弘志
国土交通大臣　赤羽　一嘉
環境大臣　小泉進次郎